

要求水準書、添付資料に関する質問への回答（令和4年10月21日修正）

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
7	○			12	1	6				㊟		iv)	条例	<p>ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に則る場合、必要な緑地面積を確保することは難しいと考えられます。グラウンドを除いた敷地面積として算定することは可能でしょうか。または他に条例に記載のない算定方法を用いる方針があればお示してください。</p>	<p>ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による緑化面積の算定にあたっては、算定の基となる建蔽率に建築基準法第53条第3項の規定に基づく建蔽率の緩和を含むこととなっている他、太陽光発電パネルなどの面積を参入できるなどの規定もあり、町としては確保可能と考えています。敷地面積の考え方などについては届出先である埼玉県と十分協議をお願いします。</p>